

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第26号

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第4章まで <省略>	第1章から第4章まで <省略>
第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）	第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
<u>第6章 雑則（第49条）</u>	
附則 （保育の内容）	附則 （保育の内容）
第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 （準用）	第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 （準用）
第48条 <省略> <u>第6章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u>	第48条 <省略>

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、
記録、作成その他これらに類するものうち、
この条例の規定において書面（書面、書類、文
書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字
、図形等人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物をいう。
以下この条において同じ。）で行うことが規定
されている又は想定されるものについては、書
面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
認識することができない方式で作られる記録で
あって、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。